

1. 開催概要

名 称	島根県内 3 信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会 2027
会 場	くにびきメッセ 1 階大展示場(島根県松江市学園南一丁目 2 番 1 号)
開催期間	2027 年 3 月 5 日(金) 10:00 から 16:00 まで(バイヤー商談会) 2027 年 3 月 6 日(土) 10:00 から 16:00 まで(一般販売会)
主 催	しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、島根県(しまねブランド推進課)
出展 事業者数	各日 120 社(予定) ※先着順 事務局が出展要件を満たした事業者から先着順で出展者を決定します。 ※ただし、両日参加の事業者を優先とします。 ※定員に達した後の申込はキャンセル待ちとなります。

2. 募集内容

(1) 2027 年 3 月 5 日(金)バイヤー商談会 ※商談を目的としたバイヤー対象

① 展示商談(全出展者)

出展者は自社ブースを構え、バイヤーとフリー商談を行います。

② 個別商談:事前マッチング方式 (個別商談を希望する出展者のみ)

個別商談を希望するバイヤーとの事前マッチング商談です。(1 商談あたり 20 分、1 社あたり最大 6 商談)

【個別商談先の決定までの流れ】

- ① 出展者は、申込フォームで個別商談の希望の有無を選択
- ② 出展者決定後、バイヤーが個別商談を希望する出展者を選択
- ③ 事務局にて調整のうえ、個別商談時間割を作成・ご案内
- ④ 個別商談時間割をご案内後、出展者にて「展示ブース立ち寄り希望」がある場合は、バイヤーに対し事務局よりメールにて通知。(商談を確約するものではありません)

(2) 2027 年 3 月 6 日(土)一般販売会 ※一般の方対象

① 一般販売会

- ・ 事業者は自社ブースを構え、一般来場者へ直接販売を行います。

② キッチンカーの出店

- ・ キッチンカーでの出店も可能です。※出店料については事務局にお問い合わせください。

③ その他

- ・ スタンプラリー等企画準備 ※詳細につきましては事務局より後日ご案内いたします。

3. 出展対象事業者について

次のいずれかに該当し、島根県内に事業拠点を有する事業者

- 食品等製造事業者
- 農林漁業者
- 工芸品等製造事業者

▶詳細は「02 出展応募ガイド(食品等)」「03 出展応募ガイド(工芸品等)」をご参照ください。

4. 出展料について

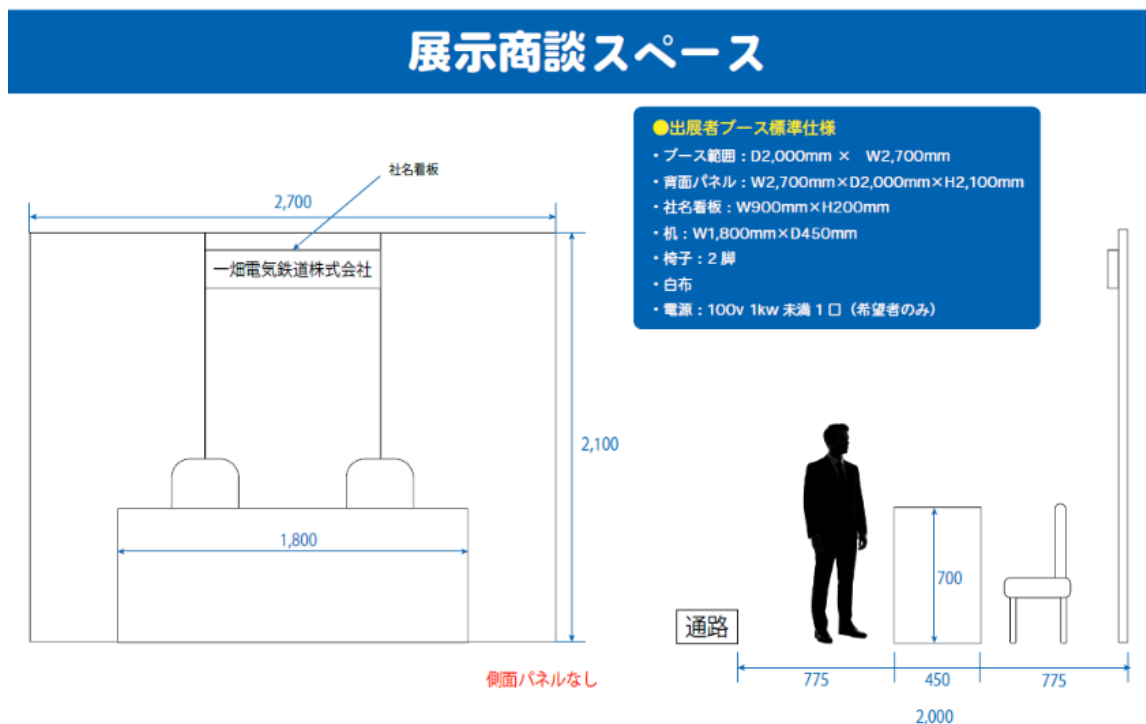
参加形式	一般出展者		講座受講者
	初回・2回目	3回目以上	
バイヤー商談会のみ	0円 無料	10,000円	0円 無料
バイヤー商談会・ 一般販売会	5,000円 ※両日割適用	15,000円 ※両日割適用	5,000円 ※両日割適用
一般販売会のみ	10,000円		10,000円

【出展料に関する注記】

- 出展料以外に生じる費用は自己負担となります。
- バイヤー商談会については、島根県主催の島根県産品展示商談会に初回・2回目の参加事業者は無料です。
- 島根県「経営とブランディング講座」に参加する食品等・工芸品等事業者のバイヤー商談会出展料は無料です。（両日参加の場合、一般販売会部分は有料）
- 今回のバイヤー商談会出展は累計出展回数にカウントされます。
- 一般販売会にて、キッチンカーとブースの両方を出店ご希望の場合は、事務局にご相談ください。

5. ブース仕様について

(1) ブース仕様図



(2) ブース仕様

① 標準仕様

展示ブース(W2,700×D2,000×H2,100mm)	1 小間
システムパネル	3枚
社名看板	1 枚
長机(W1,800× D450mm)	1 台
椅子	2 脚
白布	1 枚

② 希望者のみ設置

コンセント（100V/1kW 未満） ※1kW(1000W)を超える機器を利用される場合は、後日ご案内する「電気使用確認フォーム」よりご申請(ご回答)ください。	差込 1 口
雛壇(ヨーカン棒)※オプション(別途料金)	

※後日ご案内する確認フォームにてご申請(ご回答ください)

6. 当日の対応に関する注意事項

(1) 会場内での火器使用について

- ・ 裸火の使用、ガスボンベ等引火・爆発の危険性のある物品の使用は原則として禁止します。やむを得ず使用される際は、事務局に申請を行ってください。
- ・ 消防署への申請等手続き・防火措置が必要です。
- ・ 電磁調理器等の調理器具を持ち込むことは可能です。※別途申請要

(2) 簡易調理スペース

- ・ 商談会場とは別に簡易調理スペースを設けます。(共同スペース)
- ・ 簡易調理スペースは裸火使用不可とします。
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫を1台ずつ設置予定です。

(3) その他注意事項

- ・ 1日目のバイヤー商談会では、会場での販売はできません。
- ・ 参加決定後も必要書類の提出をお願いする場合があります

7. 参加決定について

出展料の支払い完了をもって参加が正式に決定いたします。

8. 出展の解約・返金について

申込後の解約は原則認められません。支払い後の返金は致しません。

▶詳細は「04_出展規約」で契約条件と規約をご確認ください。

申込から参加決定までの流れ(食品等)

STEP 1:出展要件・出展可能商品の確認

下記(1)～(4)の出展要件及び出展(出品)可能品をチェック

(1) 事業者カテゴリー(バイヤー商談会・一般販売会共通)

下記のいずれかに該当しますか？

☐	食品等製造事業者	島根県内に事業拠点を有する食品及び飲料品の加工製造事業者 (加工製造を他社に委託した食品及び飲料品を扱う事業者を含む)
☐	農林漁業者	島根県内の農林漁業者

(2) 出展(出品)要件(バイヤー商談会・一般販売会共通)

下記のすべてに該当しますか？

☐	会期後の商談内容(件数・金額等)及び一般販売会の販売実績(売上金額等)に関する実施報告を行える
☐	当日、自社担当者が搬入搬出および会場での接客対応を行える(商品のみの展示は不可)。 ・ 資材等の搬入搬出作業ができる ・ 会期中、会場での来場者対応ができる ・ 商品のみの展示不可
☐	食品表示法等の関係法令を遵守している

(3) 出展要件

バイヤー商談会に出展する場合、下記に該当しますか？

☐	「しまね食品バイヤーズカタログ」に、当展示商談会で商談予定の「一押し商品」を登録完了していること。
--------------------------	---

一般販売会に参加する場合、下記に該当しますか？

☐	加工食品を出品する事業者は、食品営業許可を取得しているか、保健所に営業届を出していること (飲食店営業(露店)での出店不可)。 ただし、加工製造を他社に委託した食品及び飲料品を扱う事業者は出展可。
--------------------------	--

(4) 出展可能商品(バイヤー商談会・一般販売会共通)

下記のいずれかに該当しますか？ ※参加者自ら生産・製造する商品、または自主企画商品に限る

【食品・飲料品の場合】	
☐	島根県産の農林水産物を主原料として加工製造された食品及び飲料品
☐	島根県内で加工製造された食品及び飲料品
【農林水産物の場合】	
☐	島根県産の農林水産品

STEP 2:事前準備(バイヤー商談会に参加する事業者のみ)

(1)「しまね食品バイヤーズカタログ」への登録・更新

バイヤー商談会のバイヤー向けパンフレット作成にあたり、「しまね食品バイヤーズカタログ」のデータを使用します。

島根県が開設している全国の小売業・卸売業等のバイヤー向けの島根県産品情報検索サイトです。

バイヤー商談会の「バイヤー向けパンフレット等」の作成にあたり、商品情報等を当サイトより取得します。

「しまね食品バイヤーズカタログ」:<https://www.shimane-f-buyers.jp/>



しまね食品バイヤーズカタログ

① すでに登録済の事業者様:

出展者申込締切日時点のデータでパンフレットを作成します。

締切日までに登録情報を最新の内容に更新してください。

- ・ **登録情報更新期日:2026年9月30日(水)**

② 未登録の事業者様:

下記期日までに新規メーカー会員登録および「一押し商品」の登録を行ってください。

- ・ **新規メーカー会員登録締切:2026年9月30日(水)**
- ・ **「一押し商品」登録締切:2026年10月14日(水)**

※期限までに登録が完了しない場合、出展要件を満たさないため参加いただけない場合があります。

※「一押し商品」は申込時点で発売中のものに限り(申込後の変更不可)。

【登録手順】

1. 上記「しまね食品バイヤーズカタログ」URL より新規メーカー会員登録を行います。
2. メーカー登録審査完了後、島根県より ID パスワードのお知らせメールが届きます。
3. メールが届きましたら、「しまね食品バイヤーズカタログ」に「一押し商品」の登録を行ってください。

【登録に関する注記】

※新規メーカー会員登録は、1 週間程度かかる場合があります。商品登録は、即日登録可能です。

※「一押し商品」…バイヤー商談会用パンフレット等に掲載する商品です。

※「一押し商品」は申込時点で発売されているものに限り(申込後の変更はできません)。

(廃盤商品以外)

※参照:登録手順書

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin_ikusei/buyercatalog/web_buyers_catalog_tejyun.html



登録手順書

【重要！】未登録の場合は出展要件を満たしていないこととなります。

【登録に関するお問い合わせ先】

島根県 しまねブランド推進課 販路拡大係(担当:内藤・吉田)

TEL:0852-22-5272 / Mail:webdb-brand@pref.shimane.lg.jp

カタログ HP:<https://www.shimane-f-buyers.jp/>

STEP 3:出展申込

専用 Web サイトの申込フォーム(しまね電子申請サービス)よりお申し込みください。

- ・ 専用 Web サイト URL:<https://www.kensanpin.pref.shimane.lg.jp>



専用 Web サイト

【申込期日】

- ・ 一次募集締切(バイヤー商談会・一般販売会):2026 年 9 月 30 日(水)
- ・ 二次募集締切(一般販売会のみ):2026 年 10 月 14 日(水)

※申込後、事務局による出展要件確認(しまね食品バイヤーズカタログへの一押し商品登録確認等)を行います。

※送信完了後、受付完了のお知らせが登録メールアドレスへ届きますので内容確認をお願いします。(自動返信)

STEP 4:出展内定・出展料金の通知受領

事務局より内定通知、出展料金通知をメールにて送付します。

STEP 5:出展料のお支払い

STEP4 で内定通知を受領した後、指定期日までに指定口座へ出展料をお支払いください。

STEP 6:出展料の入金確認をもって正式決定

事務局より決定通知をメールにて送付します。

【重要！】お支払い後、やむを得ない事情により解約となった場合でも、出展料の返金は致しかねます。

申込から参加決定までの流れ

STEP 1: 出展要件・出展可能商品の確認

下記(1)～(3)の出展要件及び出展(出品)可能品をチェック

(1) 事業者カテゴリー

下記に該当しますか？

☐	工芸品等製造事業者： 島根県内に事業拠点を有する工芸品等の製造事業者(他社へ委託製造を行っている事業者を含む)
--------------------------	--

(2) 出展(出品)要件

下記すべてに該当しますか？

☐	会期後の商談内容(件数・金額等)および一般販売会の販売実績(売上金額等)に関する実施報告を行えること。
☐	当日、自社担当者が搬入搬出および会場での接客対応を行える(商品のみの展示は不可)。 ・ 資材等の搬入搬出作業ができる ・ 会期中、会場での来場者対応ができる ・ 商品のみの展示不可

(3) 出展可能商品

下記に該当しますか？

※参加者自ら生産・製造する商品、または自主企画商品に限る

☐	工芸品
--------------------------	-----

STEP 2: 事前準備(バイヤー商談会に参加する事業者のみ)

バイヤー向けパンフレット掲載用の「一押し商品」の画像データを用意してください。

- ・ ファイル形式: JPEG
- ・ ファイルサイズ: 2MB 以内

※申込時点で発売されている商品画像に限ります。画像は STEP 3 の申込フォームにてアップロードいただきます。

STEP 3:出展申込

専用 Web サイトの申込フォーム(しまね電子申請サービス)よりお申し込みください。

- ・ 専用 Web サイト URL:<https://www.kensanpin.pref.shimane.lg.jp>



専用 Web サイト

【申込期日】

- ・ 一次募集締切(バイヤー商談会・一般販売会):2026 年 9 月 30 日(水)
- ・ 二次募集締切(一般販売会のみ):2026 年 10 月 14 日(水)

STEP 4:出展内定・出展料金の通知受領

事務局より内定通知、出展料金通知をメールにて送付します。

STEP 5:出展料のお支払い

STEP4 で内定通知を受領した後、指定期日までに指定口座へ出展料をお支払いください。

STEP 6:出展料の入金確認をもって正式決定

事務局より決定通知をメールにて送付します。

【重要！】お支払い後、やむを得ない事情により解約となった場合でも、出展料の返金は致しかねます。

1. 規約の遵守

出展者は、島根県内 3 信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会 2027 事務局(以下「事務局」という)が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合は、理由の如何に関わらず、出展をお断りする場合があります。この際生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任は負わないものとします。

2. 開催趣旨

本イベントは、島根県内の食品等製造事業者、農林漁業者及び工芸品等製造事業者と、県内外の流通関係事業者等との商談機会を創出するとともに、一般消費者に対する県産品の PR 及び販売機会を提供することにより、県産品の販路拡大、認知度向上並びに取扱量の増加を図ることを目的として実施するものです。

3. 出展申込について

(1) 出展対象事業者

次のいずれかに該当し、島根県内に事業拠点を有する事業者

- ・ 食品等製造事業者
- ・ 農林漁業者
- ・ 工芸品等製造事業者

(2) 申込方法・期限

島根県内 3 信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会 2027(以下「本イベント」という)ホームページより、お申込ください。出展募集期限は 2026 年9月30日(水)とします。ただし、一般販売会のための二次募集期限は 2026 年 10 月 14 日(水)とします。なお、募集期限は申込状況により変更する可能性があります。

(3) 出展者の選定方法

事務局が出展要件を満たした事業者から先着順で出展者を決定します。
定員に達した後の申込はキャンセル待ちとなります。

(4) 出展の規制・取消

本イベントの正常な運営に支障をきたす恐れがあると事務局が判断した場合は、出展を規制・取消することがあります。

- ・ 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと
- ・ 公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと
- ・ その他、出展が認められないと主催者が判断した場合

(5) 出展料について

出展者は、参加形式と出展回数(今回の参加が初回・2 回目・3 回目以上のいずれか)に応じて、下記の出展料をお支払いください。

【基本的な出展料】

① 両日参加の場合

- ・ 初回・2 回目:5,000 円(税込) ・ 3 回目以上:15,000 円(税込)

※バイヤー商談会(無料または 10,000 円)と一般販売会(5,000 円)の合計です。

② バイヤー商談会のみ参加の場合

- ・ 初回・2 回目:0 円(無料) ・ 3 回目以上:10,000 円(税込)

③ 一般販売会のみ参加の場合

- ・ 10,000 円(税込)

【出展料に関する注記】

- ・ 出展料以外に生じる費用は自己負担となります。
 - ・ バイヤー商談会については、島根県主催の島根県産品展示商談会に初回・2 回目の参加事業者は無料です。
 - ・ 島根県「経営とブランディング講座」に参加する食品等・工芸品等事業者の出展料
両日参加:5,000 円(税込)※講座受講者はバイヤー商談会の出展は無料のため、一般販売会料金のみ
の負担となります。
 - ・ バイヤー商談会のみ:0 円(無料) ・ 一般販売会のみ:10,000 円(税込)
- ※今回のバイヤー商談会出展は累計出展回数にカウントされます。

(6) 上記出展料に含まれるもの

展示ブース使用料、システムパネル、社名看板 1 枚、長机 1 台、椅子 2 脚、白布 1 枚、コンセント(100V/1kW 未満、差込 1 口 ※希望者のみ)

以下、オプション(希望者のみ) ※詳しくは、後日事務局よりご案内します。

- ・ コンセント(1kW (1000w)を超える機器を利用する場合はオプションとなります。
- ・ 雛壇(ヨーカン棒) はオプション(別途料金)となります。

(7) 出展に伴い生じる出展料以外の各種費用の請求と支払い

出展料以外の費用(基本小間仕様に含まれない備品代金、工事料金、電気料金)につきましては、事務局もしくは事務局が業務を委託する業者より出展者に請求します。

(8) 出展料の請求と支払い

事務局による出展申込審査後、出展者に出席料を請求します。出展者は別途指定する期日までに、事務局が指定する方法により支払うものとします。

(9) 出展の解約

出展申込後の解約は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情により解約する場合は、書面により事務局へ通知することとします。お支払い後、やむを得ない事情により解約となった場合でも、出席料の返金は致しかねますのでご了承ください。

4. 本イベントへの出展及び商談に関する留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

出展者は、事務局が本イベント出展申込書の中で収集した個人情報を、本イベントの開催および次年度以降開催する本イベントにかかる目的の達成に必要な範囲内で利用することに、同意するものとします。

(2) ブース位置の決定

ブース位置は、事務局が配置決定いたします。

(3) ブースの転貸等の禁止

出展者は事務局の承諾なしに、契約ブースの全部または一部を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。

(4) 会場内の行為の制限

裸火の使用、ガスボンベ等引火・爆発の危険性のある物品の使用は原則として禁止します。

やむを得ず使用される際は、事務局に申請を行ってください(消防署への申請等手続き・防火措置が必要です)。電磁調理器等の調理器具を持ち込むことは可能です。※別途申請要

消火器・非常口・非常ベル・誘導灯等の緊急設備を装飾物などにより塞いだり、障害となる陳列・物品を置かないでください。詳細につきましては事務局にご連絡ください。

出展者は、展示会場に適用される防火および安全に関わるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。

(5) 出展者の展示や行為について

出展者の展示や行為について、事務局の定めに従うこと。

また、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れがあると事務局が判断した場合は、出展者は事務局の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。

この場合、事務局は当該出展者に対し展示費用や出展料の保障などいかなる返金またはその他展示費用負担などの責を負わないものとします。

(6) 会場管理と免責

事務局は、会場の管理・保全について事故防止の最善の注意を払いますが、出展物および資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその一切の責任を負わないものとします。事務局は、販売及び試飲・試食による食中毒事故等が発生した場合について、その一切の責任を負わないものとします。

(7) イベントの中止・中断

天災その他の不可抗力によって本イベントが開催不能または継続困難となった場合、事務局の決定により開催を中止または中断することがあります。この場合、事務局は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。

ただし、中止、中断によって生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

【問い合わせ先】

島根県内 3 信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会 2027 事務局

運営委託先：一畑電気鉄道株式会社 ソリューション事業部

TEL:0852-26-1393/Mail:shimane-bf@ichibata.biz

※お急ぎの場合を除き、メールにてお問い合わせください。